

産業環境委員会議案説明資料

令和7年12月9日

件名	頁
(1) 第142号議案 足立区創業支援施設条例の一部を改正する条例・・・・・・	2

(産業経済部)

第142号議案説明資料

令和7年12月9日

件名	足立区創業支援施設条例の一部を改正する条例														
所管部課名	産業経済部 企業経営支援課														
内 容	<p>1 目的</p> <p>(1) 平成15年4月の創業支援施設条例制定当初から、応募要件（創業年数）を「創業3年未満」とし、入居期間を「最長3年間」として運用していたが、国の法令上の定義や創業支援を取り巻く状況の変化を踏まえ、応募要件（創業年数）及び入居期間に関する規定を見直す。</p> <p>(2) 不適切な事業承継や不当な使用権取得を防止するため、入居資格の承継基準を変更するとともに、使用料の滞納や施設の不正利用等が生じた場合に、現行では適切に退去を求めることができないといった課題があるため、明渡し請求を可能とする規定を整備する。</p> <p>※ 以上の内容について、以下「2 改正内容」のとおり改正する。</p> <p>2 改正内容（新旧対照表は別紙のとおり）</p> <table border="1"><thead><tr><th>改正項目</th><th>現行</th><th>改正後</th><th>改正理由</th></tr></thead><tbody><tr><td>①応募要件 (創業年数) の見直し (第5条)</td><td>創業後3年未満</td><td>「創業から<u>5年未満</u>」の者を入居対象とする。</td><td>国の法令で創業者を「創業5年未満」と定義しており、国制度との整合を図るため。</td></tr><tr><td>②入居期間の 変更 (第11条)</td><td>最長3年間 (原則2年+ 更新1回)</td><td>1 <u>原則2年</u>、1 年ごとの延長を <u>最大3回</u>まで可 能とする（<u>最長 5年間</u>）。 2 入居期間を 「起業日」また は「入居開始日」 のいずれか早い 日から起算し、 5年目に属する 月までを上限と することで創業 5年未満を支援 対象とする。</td><td>「3年では事業が 軌道に乗ったばかり であり、支援を継 続してほしい」との 意見が多数寄せら れたため。 国制度の「創業5 年未満」と整合を 図り、成長・定着 期まで支援できる ようにするため。</td></tr></tbody></table>			改正項目	現行	改正後	改正理由	①応募要件 (創業年数) の見直し (第5条)	創業後3年未満	「創業から <u>5年未満</u> 」の者を入居対象とする。	国の法令で創業者を「創業5年未満」と定義しており、国制度との整合を図るため。	②入居期間の 変更 (第11条)	最長3年間 (原則2年+ 更新1回)	1 <u>原則2年</u> 、1 年ごとの延長を <u>最大3回</u> まで可 能とする（ <u>最長 5年間</u> ）。 2 入居期間を 「起業日」また は「入居開始日」 のいずれか早い 日から起算し、 5年目に属する 月までを上限と することで創業 5年未満を支援 対象とする。	「3年では事業が 軌道に乗ったばかり であり、支援を継 続してほしい」との 意見が多数寄せら れたため。 国制度の「創業5 年未満」と整合を 図り、成長・定着 期まで支援できる ようにするため。
改正項目	現行	改正後	改正理由												
①応募要件 (創業年数) の見直し (第5条)	創業後3年未満	「創業から <u>5年未満</u> 」の者を入居対象とする。	国の法令で創業者を「創業5年未満」と定義しており、国制度との整合を図るため。												
②入居期間の 変更 (第11条)	最長3年間 (原則2年+ 更新1回)	1 <u>原則2年</u> 、1 年ごとの延長を <u>最大3回</u> まで可 能とする（ <u>最長 5年間</u> ）。 2 入居期間を 「起業日」また は「入居開始日」 のいずれか早い 日から起算し、 5年目に属する 月までを上限と することで創業 5年未満を支援 対象とする。	「3年では事業が 軌道に乗ったばかり であり、支援を継 続してほしい」との 意見が多数寄せら れたため。 国制度の「創業5 年未満」と整合を 図り、成長・定着 期まで支援できる ようにするため。												

改正項目	現行	改正後	改正理由
③使用権の承継 →入居資格の承継 (第19条)	相続人又は入居者が指定する者	<u>相続、合併等により事務所を使用する権利（入居資格）を承継する必要があると認められた者とする。</u>	不適切な事業承継や不当な使用権取得を防止するため。
④使用許可の取消し及び明渡し請求 (第21条)	明渡しに関する規定なし	<u>明渡し請求について明文化する。</u>	使用料の滞納や施設の不正利用等が生じた場合に適切に退去を求められるよう、施設運営上の課題に対応するため。

3 見直しの経緯について

時期	概要
本条例制定当初 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> 応募要件「創業3年未満」、入居期間「最長3年間」と規定。 入居期間を最長で3年間とすることで、回転率を高めて、多くの創業者の支援を可能とした。 他自治体の創業支援施設の入居期間も最長2～3年が主流であった。
産業競争力強化法施行 (平成27年) 中小企業等経営強化法施行 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> 法では支援対象の創業者を「創業5年未満」と定義。 創業直後（1～3年）に加え、成長・定着期（4～5年）を含めて継続的支援が必要との認識が広まってきた。
現在	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍以降、自宅等で創業するケースが増え、施設への応募が減少傾向にある。 入居者から「3年は、事業が軌道に乗り始めたばかりの不安定な段階である」として、支援期間延長を希望する意見が多数寄せられている。 不適切な事業承継や不当な使用権取得、使用料滞納等に適切に対応できないことが判明した。

4 施行年月日

令和8年4月1日

なお、改正後の規定は現在の入居者にも適用する。

5 施設の概要

- (1) 名称
足立区千住一丁目創業支援館「かがやき」
- (2) 所在地
足立区千住一丁目4番1号 東京芸術センター1階
- (3) 部屋数
貸事務所10室、交流室1室
- (4) 開設年月日
平成18年4月1日

6 今後の方針等

条例の改正内容を入居者及び入居希望者に説明するとともに、施行日までに関連する規則等の整備を進めていく。

また、対象が創業から3年未満である創業プランコンテストについても、5年未満へ拡大する。

足立区創業支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区創業支援施設条例</p> <p style="text-align: center;">平成15年3月20日条例第5号</p> <p>改正</p> <p>平成17年3月25日条例第11号 平成17年12月19日条例第77号 平成30年12月25日条例第67号 令和元年7月4日条例第7号</p> <p>足立区創業支援施設条例を公布する。</p> <p>足立区創業支援施設条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、足立区経済活性化基本条例（平成17年足立区条例第11号）第4条第5号の規定に基づき、足立区創業支援施設（以下「創業支援施設」という。）を設置することにより、創業者及びその事業活動を支援し、もって区内産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「創業者」とは、足立区の区域内（以下「区内」という。）で創業する法人又は個人（所在地又は住所が区内にないものを含む。）をいう。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 創業支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 足立区千住一丁目創業支援館</p> <p>位置 東京都足立区千住一丁目4番1号</p> <p>（施設）</p>	<p>○足立区創業支援施設条例</p> <p style="text-align: center;">平成15年3月20日条例第5号</p> <p>改正</p> <p>平成17年3月25日条例第11号 平成17年12月19日条例第77号 平成30年12月25日条例第67号 令和元年7月4日条例第7号 令和7年12月 日条例第 号</p> <p>足立区創業支援施設条例を公布する。</p> <p>足立区創業支援施設条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、足立区経済活性化基本条例（平成17年足立区条例第11号）第4条第5号の規定に基づき、足立区創業支援施設（以下「創業支援施設」という。）を設置することにより、創業者及びその事業活動を支援し、もって区内産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「創業者」とは、足立区の区域内（以下「区内」という。）で創業する法人又は個人（所在地又は住所が区内にないものを含む。）をいう。</p> <p><u>2 この条例において「入居者」とは、第10条により、区長から事務所の使用を許可された入居予定者（現に事務所に入居している者を含む。）をいう。</u></p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 創業支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 足立区千住一丁目創業支援館</p> <p>位置 東京都足立区千住一丁目4番1号</p> <p>（施設）</p>

改正前	改正後
<p>第4条 足立区千住一丁目創業支援館（以下「千住一丁目創業支援館」といいう。）には、次に掲げる施設を設ける。</p> <p>(1) 事務所 (2) 商談・交流室 <u>(入居資格要件等)</u></p>	<p>第4条 足立区千住一丁目創業支援館（以下「千住一丁目創業支援館」といいう。）には、次に掲げる施設を設ける。</p> <p>(1) 事務所 (2) 商談・交流室 <u>(入居者の公募等)</u></p>
<p>第5条 事務所の入居者の募集方法は、公募による。</p> <p>2 前項の公募の対象となる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する創業者とする。</p> <p>(1) 区内産業の活性化に寄与する事業（以下「事業」という。）を行うこと。 <u>(2) 事業を始める予定があり、又は</u> <u>創業後3年未満であること。</u></p>	<p>第5条 事務所の入居者の募集方法は、公募による。</p> <p>2 前項の公募の対象となる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する創業者とする。</p> <p>(1) 区内産業の活性化に寄与する事業（以下「事業」という。）を行うこと。 <u>(2) 個人事業の開業、会社役員への就任その他の経営の経験が3年未満であり、事業を始める予定があること又は現在経営している事業の創業前の経営の経験が3年未満であり、現在経営している事業が創業から5年未満であること。</u></p>
<p>(3) 事務所の使用期間終了後も区内において引き続き事業を行う意思を有すること。</p> <p>(4) 個人にあっては特別区民税、法人にあっては法人都民税を滞納していないこと。</p> <p>(5) その他規則で定める要件</p> <p>3 区長は、公募を行うときは、前項に規定する募集対象その他必要な事項を記載した募集要項を作成する。</p> <p>4 入居を希望する創業者は、前項の募集要項に従い、区長に入居の申込みをしなければならない。 (入居者の選考)</p>	<p>(3) 事務所の使用期間終了後も区内において引き続き事業を行う意思を有すること。</p> <p>(4) 個人にあっては特別区民税、法人にあっては法人都民税を滞納していないこと。</p> <p>(5) その他規則で定める要件</p> <p>3 区長は、公募を行うときは、前項に規定する募集対象その他必要な事項を記載した募集要項を作成する。</p> <p>4 入居を希望する創業者は、前項の募集要項に従い、区長に入居の申込みをしなければならない。 (入居者の選考)</p>
<p>第6条 区長は、前条第4項の規定により申込みをした者のうちから選考により入居予定者を決定する。</p> <p>2 前項の選考は、規則で定める方法により行う。</p> <p>3 区長は、入居の可否を<u>決定をしたとき</u>は、その旨を速やかに入居申込者に通知しなければならない。</p>	<p>第6条 区長は、前条第4項の規定により申込みをした者のうちから選考により入居予定者を決定する。</p> <p>2 前項の選考は、規則で定める方法により行う。</p> <p>3 区長は、入居の可否を<u>決定したとき</u>は、その旨を速やかに入居申込者に通知しなければならない。</p>

改正前	改正後
(創業支援施設入居者選考委員会) 第7条 前条第1項の入居予定者の選考等を適正に行うため、区長の附属機関として、足立区創業支援施設入居者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 2 委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審査する。 (1) 入居予定者の選考に関すること。 (2) その他区長が必要と認めること。 3 委員会は、区長が委嘱又は任命する委員5人以内をもって組織する。 4 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から審査が終了する日までとする。 5 委員会の会議は、非公開とする。 6 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。 （補欠者） 第8条 区長は、入居予定者を決定するときに、必要と認める数の補欠者及びその順位を定めることができる。 2 区長は、入居予定者として決定された者が入居手続をしないとき又は空き事務所が生じたときは、第1項の補欠者のうちから入居予定者を決定することができる。 3 前項の規定により入居予定者を決定できないときは、第5条の規定により入居者を公募する。 4 補欠者に関し必要な事項は、規則で定める。 （入居手続） 第9条 入居予定者は、区長が指定する日までに、第12条に規定する保証金を納付しなければならない。 2 区長は、入居予定者が正当な理由がなく保証金を納付しないときは、入居予定者の決定を取り消すものとする。	(創業支援施設入居者選考委員会) 第7条 前条第1項の入居予定者の選考等を適正に行うため、区長の附属機関として、足立区創業支援施設入居者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 2 委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審査する。 (1) 入居予定者の選考に関すること。 (2) その他区長が必要と認めること。 3 委員会は、区長が委嘱又は任命する委員5人以内をもって組織する。 4 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から審査が終了する日までとする。 5 委員会の会議は、非公開とする。 6 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。 （補欠者） 第8条 区長は、入居予定者を決定するときに、必要と認める数の補欠者及びその順位を定めることができる。 2 区長は、入居予定者として決定された者が入居手続をしないとき又は空き事務所が生じたときは、第1項の補欠者のうちから入居予定者を決定することができる。 3 前項の規定により入居予定者を決定できないときは、第5条の規定により入居者を公募する。 4 補欠者に関し必要な事項は、規則で定める。 （入居手続） 第9条 入居予定者は、区長が指定する日までに、第12条に規定する保証金を納付しなければならない。 2 区長は、入居予定者が正当な理由がなく保証金を納付しないときは、入居予定者の決定を取り消すものとする。

改正前	改正後
(使用許可) 第10条 区長は、前条第1項に規定する手続を完了した入居予定者に対し事務所の使用を許可し、その旨を通知するものとする。	(使用許可) 第10条 区長は、前条第1項に規定する手續を完了した入居予定者に対し事務所の使用を許可し、その旨を通知するものとする。
(使用期間) 第11条 事務所を使用できる期間は、2年以内とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、 <u>1年に限り</u> <u>延長することができる。</u>	(使用期間) 第11条 事務所を使用できる期間は、2年以内とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、 <u>個人事業の開業届出書提出日若しくは法人設立届出書提出日のいずれか早い日又は入居開始日のいずれか早い日を起算日とし、その日から5年を超えない日の属する月まで、1年を超えない限度で3回まで延長することができる。</u>
(保証金) 第12条 保証金の額は、別表第1のとおりとする。 2 保証金は、入居者が事務所を返還する際に、これを還付する。ただし、未納の使用料、共益費又は原状回復に要する費用等入居者の負担すべき費用がある場合は、保証金のうちからこれを控除する。 3 保証金の額が前項に規定する控除すべき額に満たない場合は、入居者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。 4 保証金には、利子を付さない。	(保証金) 第12条 保証金の額は、別表第1のとおりとする。 2 保証金は、入居者が事務所を返還する際に、これを還付する。ただし、未納の使用料、共益費又は原状回復に要する費用等入居者の負担すべき費用がある場合は、保証金のうちからこれを控除する。 3 保証金の額が前項に規定する控除すべき額に満たない場合は、入居者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。 4 保証金には、利子を付さない。
(使用料) 第13条 事務所の使用料は、別表第2のとおりとする。ただし、月の途中から使用する場合は、規則に定める日割計算によるものとする。 2 使用料は、使用許可の日以後で区長が定めた日からこれを徴収する。 3 使用料は、毎月、その月分を区長が指定する日までに納付しなければならない。 4 事務所以外の施設の使用料は、 <u>無料</u> <u>とする。</u>	(使用料) 第13条 事務所の使用料は、別表第2のとおりとする。ただし、月の途中から使用する場合は、規則に定める日割計算によるものとする。 2 使用料は、使用許可の日以後で区長が定めた日からこれを徴収する。 3 使用料は、毎月、その月分を区長が指定する日までに納付しなければならない。 4 事務所以外の施設の使用料は、 <u>第14条に定める共益費及び第15条に定める費用以外は徴収しないもの</u> とする。
(共益費) 第14条 区長は、入居者の共通の利益を図るため、共益費を入居者から徴収する。 2 共益費は、別表第3のとおりとする。	(共益費) 第14条 区長は、入居者の共通の利益を図るため、共益費を入居者から徴収する。 2 共益費は、別表第3のとおりとする。

改正前	改正後
3 前条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、共益費の徴収に準用する。 (入居者の費用負担)	3 前条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、共益費の徴収に準用する。 (入居者の費用負担)
第15条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1) 電気使用料 (2) 入居者の責に帰すべき事由によって生じた施設の修繕等に要する費用 (3) 前2号のほか、区長が指定する費用 (転貸等の禁止)	第15条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1) 電気使用料 (2) 入居者の責に帰すべき事由によって生じた施設の修繕等に要する費用 (3) 前2号のほか、区長が指定する費用 (転貸等の禁止)
第16条 入居者は、事務所を_____転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。 <u>(新設)</u> <u>2</u> 入居者は、事務所を事務所以外の目的に使用してはならない。 <u>3</u> 入居者は、事務所を長期にわたり使用しない場合は、区長に届け出なければならない。 (使用者の管理義務等)	第16条 入居者は、事務所を <u>第三者に</u> 転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。 <u>2 入居者は、自ら雇い入れる従業員等、自身以外の者と事務所を使用する場合には、あらかじめその旨を区長に届け出なければならない。</u> <u>3 入居者は、事務所を事務所以外の目的に使用してはならない。</u> <u>4 入居者は、事務所を長期にわたり使用しない場合は、区長に届け出なければならない。</u> (使用者の管理義務等)
第17条 施設の使用者は、善良な管理者としての注意を払い、施設を正常な状態において使用し、及び近隣住民の生活を乱さないようにしなければならない。 2 施設の使用者は、施設に模様替えその他の工作を加える行為をしてはならない。ただし、区長が特に許可した場合は、この限りでない。 3 施設の使用者は、その責に帰すべき事由により創業支援施設を滅失し、又はき損した場合は、これを原状に回復し、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。 4 区長は、施設の管理上必要があると認めるときは、施設の使用者に対して指示をすることができる。 (営業実績の報告)	第17条 施設の使用者は、善良な管理者としての注意を払い、施設を正常な状態において使用し、及び近隣住民の生活を乱さないようにしなければならない。 2 施設の使用者は、施設に模様替えその他の工作を加える行為をしてはならない。ただし、区長が特に許可した場合は、この限りでない。 3 施設の使用者は、その責に帰すべき事由により創業支援施設を滅失し、又はき損した場合は、これを原状に回復し、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。 4 区長は、施設の管理上必要があると認めるときは、施設の使用者に対して指示をすることができる。 (営業実績の報告)
第18条 入居者は、営業実績に関する報告書を規則で定めるところにより区	第18条 入居者は、営業実績に関する報告書を規則で定めるところにより区

改正前	改正後
<p>長に提出しなければならない。 <u>(使用権の承継)</u></p> <p>第19条 区長は、第16条第1項の規定にかかわらず<u>入居者の死亡、身体の故障その他の事由により事業を継続することが困難となった場合、相続人又は入居者が指定する者に使用の権利の承継を</u>許可することができる。 <u>(事務所の返還)</u></p> <p>第20条 入居者は、事務所を返還しようとする場合は、区長に届け出て、検査を受けなければならない。 <u>(使用許可の取消し_____)</u></p> <p>第21条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入居者に対する使用許可を<u>取り消すものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正の行為により使用許可を受けたことが判明したとき。 (2) 使用料及び共益費を正当な理由がなく2月以上滞納したとき。 (3) 正当な理由がなく1月以上事務所を使用しないとき。 (4) 施設を<u>故意に</u> <u>き損したとき</u> _____。 (5) 営業実績が著しく悪化していると認められるとき。 (6) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは区長の指示に違反したとき。 <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(商談・交流室)</p> <p>第22条 区長は、入居者を支援するため、商談・交流室を入居者に使用させ</p>	<p>長に提出しなければならない。 <u>(入居資格の承継)</u></p> <p>第19条 区長は、第16条第1項の規定にかかわらず、<u>規則で定める許可基準に基づき、相続、合併、代表者変更その他の規則で定める理由の発生により入居資格を承継する必要があると認めるときは、これを許可する</u>ことができる。 <u>(事務所の返還)</u></p> <p>第20条 入居者は、事務所を返還しようとする場合は、区長に届け出て、検査を受けなければならない。 <u>(使用許可の取消し及び明渡し請求)</u></p> <p>第21条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入居者に対する使用許可を<u>取り消し、明渡しを請求する</u>ことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正の行為により使用許可を受けたことが判明したとき。 (2) 使用料及び共益費を正当な理由がなく2月以上滞納したとき。 (3) 正当な理由がなく1月以上事務所を使用しないとき。 (4) 施設を<u>故意若しくは重大な過失により毀損したとき、又はそのおそれがあるとき</u>。 (5) 営業実績が著しく悪化していると認められるとき。 (6) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは区長の指示に違反したとき。 (7) <u>前各号に掲げるもののほか、区長が施設等の管理上必要があると認めるとき。</u> <p><u>2 前項の規定による明渡しの請求を受けた入居者は、区長が指定した日までに入居者の負担で事務所を現状に回復した上で明け渡さなければならぬ。この場合において、入居者は、区長に対して損害賠償その他の請求をすることができない。</u></p> <p>(商談・交流室)</p> <p>第22条 区長は、入居者を支援するため、商談・交流室を入居者に使用させ</p>

改正前	改正後
<p>ることができる。</p> <p>(創業指導員の設置)</p> <p>第23条 区長は、入居者の相談に応じ、必要な指導を行うため、創業支援施設に創業指導員を置くことができる。</p> <p>(管理細則)</p> <p>第24条 区長は、施設の管理細則を作成するものとする。</p> <p>2 施設の使用者は、前項の管理細則を遵守しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>ることができる。</p> <p>(創業指導員の設置)</p> <p>第23条 区長は、入居者の相談に応じ、必要な指導を行うため、創業支援施設に創業指導員を置くことができる。</p> <p>(管理細則)</p> <p>第24条 区長は、施設の管理細則を作成するものとする。</p> <p>2 施設の使用者は、前項の管理細則を遵守しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前になされた入居者の決定に関する手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p>	<p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前になされた入居者の決定に関する手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p>
<p>付 則（平成17年3月25日条例第11号抄）</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成17年12月19日条例第77号）</p> <p>この条例は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この条例の施行日以後の千住一丁目創業支援館の事務所の使用に係る使用の許可その他の使用に関する手続については、施行日前に行うことができる。</p> <p>付 則（平成30年12月25日条例第67号）</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にこの条例による改正前の足立区創業支援施設条例（以下「旧条例」という。）第3条の足立区千住仲町創業支援館の入居者</p>	<p>付 則（平成17年3月25日条例第11号抄）</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成17年12月19日条例第77号）</p> <p>この条例は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この条例の施行日以後の千住一丁目創業支援館の事務所の使用に係る使用の許可その他の使用に関する手続については、施行日前に行うことができる。</p> <p>付 則（平成30年12月25日条例第67号）</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にこの条例による改正前の足立区創業支援施設条例（以下「旧条例」という。）第3条の足立区千住仲町創業支援館の入居者</p>

改正前	改正後
<p>であった者に係る旧条例第11条の保証金、旧条例第12条の使用料、旧条例第13条の共益費、旧条例第14条の費用の負担及び旧条例第16条第3項に規定する義務については、なお従前の例による。</p>	<p>であった者に係る旧条例第11条の保証金、旧条例第12条の使用料、旧条例第13条の共益費、旧条例第14条の費用の負担及び旧条例第16条第3項に規定する義務については、なお従前の例による。</p>
<p>付 則（令和元年7月4日条例第7号） (施行期日)</p>	<p>付 則（令和元年7月4日条例第7号） (施行期日)</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。 (次のように略)</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。 (次のように略)</p> <p><u>付 則（令和7年12月　　日条例第　　号）</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>
<p>別表第1 省略</p> <p>別表第2 省略</p> <p>別表第3 省略</p>	<p>別表第1 現行のとおり</p> <p>別表第2 現行のとおり</p> <p>別表第3 現行のとおり</p>